

自ら学ぶ教職員応援事業 Q&A

Q1 研究や研修活動にあたり、注意することはありますか。

A1 教育公務員として制限または禁止されている活動でないことはもちろん、翌日の勤務に支障が出るような、本末転倒な活動にならないよう注意してください。

Q2 申請すれば、すべて補助金はもらえますか。

A2 本事業は、補助の有無に関わらず、土日や放課後などの勤務時間外に自主的な研修および研究活動がなされていることを前提としています。その上で、
①提出された活動計画書等から、計画性等、5つの観点で審査し、県全体の予算の範囲内で、採択の可否を決定します。審査の結果、決定通知を受け取った団体が対象です。
②審査の結果、決定通知を受け取った団体が対象です。交付決定に際しては交付対象の経費を審査します。活動に伴う講師謝金や旅費、研究活動の交通費、会場借上げ費、資料費や消耗品費に対して助成します。ただし、備品購入費は対象になりません。
③決定通知日以前に支出されたものは交付できません。

Q3 高教研、中教研、小教研等、すでにある団体の活動と兼ねて申請することはできますか。

A3 事業のねらいは、「自主的な研究に対する助成」です。すでに組織的な活動を行っている団体や、他の助成金を受けている活動は対象外です。

Q4 授業日に年休を取得して参加する研修会の交通費等も補助金の対象になりますか。

A4 公務外の活動が前提ですので、通常授業日の勤務時間内に行われる活動は補助の対象外です。ただし、長期休暇中で学校行事等もなく、業務に支障がなければ対象とできます。
なお、長期休業中の勤務時間中に服務専念義務を免除されて研修を行おうとする場合には、授業に支障のない場合であっても学校長の承認を受け、研修後には報告書を提出することが必要です。

Q5 グループが主催する研修会に、構成員以外の者が参加してもいいですか。

A5 グループに属さない教職員等であっても、グループの活動を傍聴するなど参加しても差支えありません。ただし、補助金の対象外ですので交通費等の経費を支払うことはできません。

Q6 申請や活動に際して、各所属校の管理職に了解を得る必要はありますか。

A6 公務外の活動ですから、各所属校管理職が参加の許可をするものではありませんが、管理職には申請や活動に参加することを報告しておいてください。

Q7 補助金の対象となった活動は、その成果をどうまとめればよいですか。

A7 対象となったグループは、6月に総合教育センターのホームページに掲載します。また、県の求めに応じて、年度末に研修会等で発表して成果を還元することになります。

Q8 補助金はどのように支払われますか。

A8 事業完了後に請求書を提出し、補助金の交付を受けます。それまでは自己資金で支出してください。なお、領収書等費用を証明するものがない場合は支払いができませんので、紛失しないよう適切な管理を行ってください。

* 詳細は、「岐阜県自ら学ぶ教職員応援事業補助金交付要綱」をご覧ください。